

群馬県報



目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定	(森林保全課)	一
○道路の区域変更	(道路企画管理課)	一
○道路の供用開始	(同)	二
○道路の区域変更	(同)	二
○道路の供用開始	(同)	三
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正	(会計課)	三
公告		
○指定居宅介護支援事業者等の指定	(高齢政策課)	三
○指定居宅サービス事業の廃止届出	(同)	四
○指定居宅介護支援事業の廃止届出	(同)	四
○肥料の登録有効期間の更新	(蚕糸園芸課)	五
○収去飼料等の試験結果の概要	(畜産課)	五
選挙管理委員会告示		
○政治団体の名称等		五
○政治団体の異動事項		六
○政治団体の解散届出		七
○資金管理団体の名称		七
○資金管理団体の異動事項		八
○資金管理団体の指定取消し		八
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設 の定め等の告示の一部改正	(交通企画課)	九
○一般競争入札の実施		九

告示

●群馬県告示第615号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺弘之

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の告示で定めるところによる。
昭和42年7月1日農林省告示第956号、昭和58年4月30日農林省告示第533号、平成2年8月21日農林水産省告示第1090号、平成11年10月27日農林水産省告示第1348号
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
「次のとおり」は省略し、その関係書類を群馬県環境・森林局森林保全課及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

●群馬県告示第616号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備局道路企画管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺 弘之

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	122号	桐生市相生町一丁目124番の1地先から同市同町一丁目130番の8地先まで	前	9.6～ 10.4	95.0
			後	12.4～ 13.6	95.0

●群馬県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺 弘之

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	122号	桐生市相生町一丁目124番の1地先から同市同町一丁目130番の8地先まで	平成17年11月15日

●群馬県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺 弘之

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	292号	吾妻郡六合村大字小雨字下ノ平甲823番の1地先から同郡同村大字同字同甲812番地先まで	前	7.4～ 15.1 11.2～ 19.4	81.5 112.6
			後	11.2～ 19.4	112.6
県 道	高崎榛名吾妻線	吾妻郡吾妻町大字原町字上之町585番の1地先から同郡同町大字同字御殿706番の1地先まで	前	3.5～ 13.1	227.7
			後	11.2～ 28.5	227.3

	中之条草津線	吾妻郡六合村大字入山字松岩4054番の139地先から同郡同村大字同字田代原4239番の1地先まで	前	—	—
			後	14.5～80.2	620.0

●群馬県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺弘之

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	高崎榛名吾妻線	吾妻郡吾妻町大字原町字上之町585番の1地先から同郡同町大字同字御殿706番の1地先まで	平成17年11月15日
	中之条草津線	吾妻郡六合村大字入山字松岩4054番の139地先から同郡同村大字同字田代原4239番の1地先まで	

●群馬県告示第620号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成17年10月3日から適用する。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺弘之

「利根沼田農業協同組合 利根郡みなかみ町鹿野沢389（水上支所）」を「利根沼田農業協同組合 利根郡みなかみ町湯原151-1（水上支所）」に改める。

公 告

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所を平成17年11月1日、次のとおり指定した。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺弘之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
有限会社エムダブルエス日高	エムダブルエス日高吉井総合介護センター	多野郡吉井町馬庭1014-1

有限会社アイケアほしの	アイケアほしの居宅介護支援事業所	伊勢崎市今泉町2-832-2
有限会社憩いの里快幸園	介護支援センター快幸園	佐波郡玉村町飯倉410
有限会社かやの実会	かやの木	富岡市内匠448
有限会社うりづん	居宅介護支援事業所うりづん	安中市古屋364-5
有限会社ピースフル・ケア	居宅介護支援事業所ピースフル・ケア	渋川市4021-2

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨、届出があった。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺 弘 之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人月夜野町社会福祉協議会	社会福祉法人月夜野町社会福祉協議会	利根郡みなかみ町月夜野118	平成17年10月2日	訪問介護、訪問入浴介護
社会福祉法人月夜野町社会福祉協議会	月夜野通所介護事業所デイサービスセンターほたるの苑	利根郡みなかみ町月夜野118	平成17年10月2日	通所介護
社会福祉法人水上町社会福祉協議会	社会福祉法人水上町社会福祉協議会訪問介護事業所	利根郡みなかみ町阿能川1059-1	平成17年10月2日	訪問介護
社会福祉法人水上町社会福祉協議会	社会福祉法人水上町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	利根郡みなかみ町阿能川1059-1	平成17年10月2日	訪問入浴介護
社会福祉法人水上町社会福祉協議会	社会福祉法人水上町社会福祉協議会デイサービスセンター	利根郡みなかみ町阿能川1059-1	平成17年10月2日	通所介護
社会福祉法人水上町社会福祉協議会	社会福祉法人水上町社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	利根郡みなかみ町阿能川1059-1	平成17年10月2日	福祉用具貸与
社会福祉法人新治村社会福祉協議会	社会福祉法人新治村社会福祉協議会	利根郡みなかみ町新巻301-1	平成17年10月2日	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護
株式会社オリエントサプライ	株式会社オリエントサプライエンゼル介護プランニングサービス北関東事業部	太田市龍舞町1895	平成17年10月31日	訪問介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨、

届出があった。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺弘之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人月夜野町 社会福祉協議会	社会福祉法人月夜野町 社会福祉協議会	利根郡みなかみ町月夜野118	平成17年10月2日
社会福祉法人水上町社 社会福祉協議会	社会福祉法人水上町社 社会福祉協議会	利根郡みなかみ町阿能川1059-1	平成17年10月2日
社会福祉法人新治村社 社会福祉協議会	社会福祉法人新治村社 社会福祉協議会	利根郡みなかみ町新巻301-1	平成17年10月2日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺弘之

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産事業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録 第103号	乾燥菌体肥料	新進6.0乾燥菌体肥料	窒素全量 6.0% りん酸全量 4.0%	肥料取締法 第3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社新進 東京都千代田区神田佐久間町三丁目38番地	平成20年11月4日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成17年9月に検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成17年11月15日

群馬県知事 小寺弘之

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要												違反の内容
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リン %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペブシン消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他の検査 %	
榛名酪農業協同組合連合会 飼料工場 群馬郡群馬町足門39-1	同左	飯島ミックス	17.9	17.1	5.7	5.1	6.0	1.3	0.76	-	-	-	-	-	-	
		榛名ミックス	17.9	16.7	4.2	10.2	6.3	0.88	0.42	-	-	-	-	-	-	

(注)試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、違反の内容欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

選挙管理委員会告示

●群馬県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項第1号の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成17年11月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
ひじやすお後援会	臂泰雄	臂俊子	伊勢崎市豊城町2150-2
高柳勝太郎後援会	高柳勝太郎	高柳光史	伊勢崎市香林町2-1236
千明金造後援会	千明金造	佐藤萬三郎	利根郡片品村針山5
高橋貞雄かねま会	高橋隆子	高橋隆子	利根郡みなかみ町上津2005-1
須永武久後援会	須永武久	宮内晃	伊勢崎市境下湊名3575-3
平方嗣世後援会	平方嗣世	金子博次	北群馬郡小野上村小野子1953
星野あきら後援会	倉田平四郎	萩原行雄	利根郡片品村鎌田4474-4
神沢たかし後援会	神沢喬	神沢初枝	伊勢崎市五日牛町438-2

●群馬県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成17年11月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
公明党群馬第一総支部	代表者	関本照雄	浦野紘一

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
前橋を変える会	主たる事務所の所在地	前橋市西善町620-5	前橋市亀里町803-9
群政育樹会	主たる事務所の所在地	前橋市西善町620-5	前橋市亀里町803-9
	会計責任者	石崎誠一	関勝
孝道会	会計責任者	貫井憲二	間瀬誠
森下きよひで後援会	会計責任者	森下清秀	藤生修身
日本国真会	主たる事務所の所在地	前橋市本町2-2-16	前橋市天川原町1-3-1-107

	会計責任者	近藤真	田村輝男
福重隆浩後援会	主たる事務所の所在地	高崎市下中居町381-1	高崎市矢中町108-1 ラデファンズ・ミキ201号
木暮繁俊後援会	会計責任者	中島正	高橋源吾

●群馬県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は、次のとおりである。

平成17年11月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
高橋貞雄後援会	星野正吉	矢島慎司	利根郡みなかみ町上津2005-1
節友会	山口栄次郎	生方武治	利根郡みなかみ町湯原740-3
内田武夫後援会	茂木雅雄	内田郁夫	碓氷郡松井田町二軒在家700-2
山田豊後援会	山田豊	三木覺司	佐波郡玉村町下新田1167-2
齋藤啓治後援会	齋藤啓治	星野輝義	勢多郡富士見村原之郷1503-1

●群馬県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成17年11月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
ひじやすお後援会	伊勢崎市豊城町2150-2	臂泰雄	伊勢崎市議会議員	臂泰雄
高柳勝太郎後援会	伊勢崎市香林町2-1236	高柳勝太郎	伊勢崎市議会議員	高柳勝太郎
千明金造後援会	利根郡片品村針山5	千明金造	片品村長	千明金造
須永武久後援会	伊勢崎市境下湊名3575-3	須永武久	伊勢崎市議会議員	須永武久

平方嗣世後援会	北群馬郡小野上村小野子1953	平方嗣世	小野上村議会議員	平方嗣世
---------	-----------------	------	----------	------

●群馬県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成17年11月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
群政育樹会	主たる事務所の所在地	前橋市西善町620-5	前橋市亀里町803-9
福重隆浩後援会	主たる事務所の所在地	高崎市下中居町381-1	高崎市矢中町108-1 ラデファンス・ミキ201号

●群馬県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により資金管理団体指定取消しの届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成17年11月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
山田豊後援会	佐波郡玉村町下新田1167-2	山田豊	玉村町議会議員	山田豊
齋藤啓治後援会	勢多郡富士見村原之郷1503-1	齋藤啓治	富士見村長	齋藤啓治

●群馬県選挙管理委員会告示第100号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

表1の項中「医療法人山育会 日新病院 同 菱町三丁目2069番地1」を「医療法人山育会 日新病院 医療法人社団明石会 桐生整形外科病院 同 菱町三丁目2069番地1 同 広沢町間ノ島284番地1」に、「太田市藪塚本町介護老人保健施設 同 大原町531番

地3」を「太田市藪塚本町介護老人保健施設 同 大原町531番地3
富士重工業健康保険組合 介護老人保健施設憩いの里八休苑 同 新田赤堀町128番1号」に改め
る。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成17年11月15日

群馬県警察本部長 高橋 泰博

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 群馬県警察放置駐車違反処理システム機器賃借 放置駐車違反処理システム1式（処理システム携帯端末等50式及び復号化プログラム21式（機器搬入、調整、保守等一式））
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成18年1月31日
- (4) 納入場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号ほか20か所（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 賃借期間 平成18年2月1日から平成23年1月31日まで
- (6) 入札方法 上記(1)の件名を入札に付す。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2の規定により作成された平成14～16年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告日現在で資格者名簿に登載されていない者については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び規則第190条の2の規定により、平成17年11月21日までに、群馬県出納局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年12月19日午後4時までに、資格者名簿への登載を確認し群馬県警察本部交通部交通企画課へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から入札書を提出した時までにおいて、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本件入札に関し、第三者をして物品の貸付けを行う者は、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を証明した者であること。

3 入札手続に関する事項

- (1) 担当部局 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部交通部交通企画課 電話027-243-0110
- (2) 契約条項を示す場所 上記(1)に同じ。
- (3) 入札説明会 平成17年11月29日午前10時 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部地下1階入札室において実施し、同所で入札説明書を配布する。
- (4) 入札参加資格の確認 この公告の競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる入札参加要件を有することを証明するため、入札説明会で配布する書式により、次の要領で書類を提出し入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出期限 平成17年12月7日午後4時

なお、書類の受付は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後4時までとする。

定価 毎週火・金曜日発行
 本号一部四、二〇二二円
 (消費税、地方消費税を含む。)

発行 群馬県

印刷所

T前株
 E橋式
 L市会
 〇古社
 二市
 七町上
 一
 二丁目
 四
 一五新
 九〇
 九一聞
 六二
 三一社

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成17年12月27日 午前10時 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部地下1階入札室（郵送による場合は書留郵便とし、同月26日午後4時までに上記(1)あて必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県警察放置駐車違反処理システム機器賃借入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 入札を行った者のうち、規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき、又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 入札及び契約書作成等に係る一切の費用は、入札者の負担とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer lease for Gunma Prefectural Police parking violation management system 1 set (PDA: 50 sets, decryption program: 21 sets (Including delivery, adjustment and maintenance))
- (2) Date of Delivery: January 31, 2006
- (3) Lease period: From February 1, 2006 through January 31, 2011
- (4) Closing date and time for submission tenders: At 10 a.m. December 27, 2005 (Tenders submitted by registered mail must be received by 9 a.m. December 27, 2005)
- (5) For further information: Traffic Planning Division, Gunma Prefectural Police Headquarters 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma, 371-8580, TEL 027-243-0110 (Japanese only)